

NEWS FILE ①

.....くすりの適正使用協会 News Release 2009年10月14日(水)

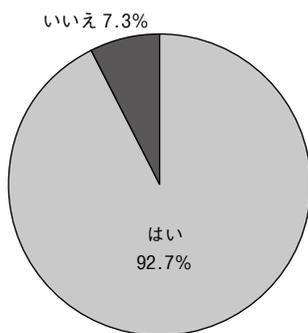
子どもの薬の服用に気を配る保護者…92.7%
家族の余った薬を飲む保護者…40.3%

くすりの適正使用協会が「薬と健康の習慣」(10月17～23日)を前に、小・中学生の子どもをもつ保護者を対象にアンケートをとったところ、保護者は子どもの薬の服用を確認することに対して意識が大変高いことがわかりました。その一方で、薬の服用を何らかの理由で止めた保護者のうち8割以上が自

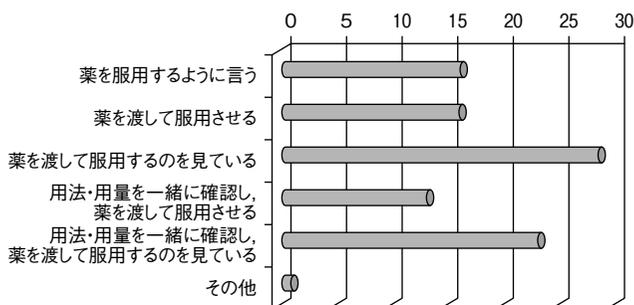
己判断で止めたとしています。また、家族の余った処方薬を服用した保護者は4割と、自身の服用には無頓着でした。

1人で薬を服用する機会もある中学生は、こうした親の行動がロールモデルにならないよう、学校での指導や注意が必要ではないでしょうか。

①子どもの薬の服用を確認しているか



②どのように薬の服用を確認しているか



「くすりの服用に関する実態調査」(2009年) 25～59歳の保護者600名対象

■中学保健体育教師に求められているもの..... CONTENTS

- いまさら聞けない? 移行期の保健体育のQ&A 佐藤豊 (国立教育政策研究所) 2
- 実態から見えてくる体育の教師像 松田恵示 (東京学芸大学) 6
- 大修館書店のご案内 14
- 中学校用副読本のご案内 16

いまさら聞けない？ 移行期の保健体育のQ&A

佐藤 豊

(国立教育政策研究所)

Q1 本年度から始まる移行措置の目的や意義、法的根拠について教えて下さい。

移行措置とは、新学習指導要領の円滑な実施に向けて、現行学習指導要領によらずに教育課程を編成する際の特例について、文部科学大臣が告示するものです。

①移行措置の法的根拠

新しい学習指導要領は、平成20年3月28日付けの19文科初第1357号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」により、都道府県教育委員会等に周知されました。

移行期間は、本告示の中で、「平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間における現行の小学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号）及び平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における現行の中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第176号）の必要な特例については、追ってこれを告示し、別途通知する予定であること」としていましたが、平成20年6月13日付けで、「小学校及び中学校の学習指導要領等に

関する移行措置並びに移行期間中の学習指導について」の通知を行いました。

②移行措置の概要

新学習指導要領に対する保護者の期待や関心は極めて高いことから、可能なものから先行実施するという基本方針に従い、「一部教科等について前倒して実施するとともに、その他の教科について各学校の裁量によって全部または一部について新学習指導要領によることができること」としています。

Q2 移行期間は、いつからいつまでで、どのような教科がどのような移行措置を実施しなければならないのでしょうか？

移行期間は、小学校が平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間、中学校が平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間です。この期間における各教科等の移行措置の概要は次の通りです。

①各教科等の移行措置

教科等については、教科書がなく、移行期間から新課程に移行可能な道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、平成21年4月1日から新課程に移行します。

表1 体育科・保健体育科の移行措置の流れ

| 小 学 校 | 学年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 計 |
|---------------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 平成20年度 (現行) | 90 (2.6) |
| 平成21・22年度 (移行期間) | 102 (3) | 105 (3) | 90 (2.6) | 90 (2.6) | 90 (2.6) | 90 (2.6) | 90 (2.6) | 567 |
| 平成23年度以降 (新課程) | 102 (3) | 105 (3) | 105 (3) | 105 (3) | 90 (2.6) | 90 (2.6) | 90 (2.6) | 597 |
| 中 学 校 | 学年 | 1 | 2 | 3 | 計 | | | |
| | 平成20年度 (現行) | 90 (2.6) | 90 (2.6) | 90 (2.6) | 270 | | | |
| | 平成21～23年度 (移行期間) | 90 (2.6) | 90 (2.6) | 90 (2.6) | 270 | | | |
| 平成24年度以降 (新課程) | 105 (3) | 105 (3) | 105 (3) | 315 | | | | |

算数・数学および理科については、完全実施の際に円滑に移行できるよう授業時数の増加や教材提供を行い、実質的に新課程に移行します。

社会については、地図帳などで指導できる新課程の内容の一部（例：小学校中学年での47都道府県の位置と名称の指導）を追加するとともに、学校の判断により新課程を取り入れることが可能とします。

国語、生活、音楽、図画工作、美術、家庭、技術・家庭、体育、保健体育、外国語については、学校の判断により新課程を取り入れることが可能とします。

小学校の外国語活動については、実施可能な学校は移行期間中から教育課程に加えることができるとしています（表1を参考として下さい）。

Q3 移行期の体育は新学習指導要領を導入すべきでしょうか？ それとも現行のままでよいでしょうか？

基本原則は、できるものから先行実施という考え方にに基づきますが、小学校、中学校の体育科・保健体育科における移行期間の特例では、表2のように小学校第1学年が102時間、第2学年が105時間に増加されるほかは、現行の時間数での対応となります。

本省令では、「学校の判断により新課程を取り入れることが可能」との表現であることから、学校の裁量によって、新学習指導要領に移行することが求められます。

①小学校

小学校では、子どもの体力向上への取り組みに対する国民の期待、新1年生の全面实施へのスムーズな移行等を踏まえ、小学校低学年において措置時間数の増加をしたことから、可能な限り、新しい学習指導要領の目標および内容に沿った指導計画に基づき積極的な取り組みが求められるでしょう。ただし、平成21年度の第2学年については、移行期間の22年度の第3学年では、いったん90時間となるため、児童の負担過重にならないよう配慮が必要です。

中学年は、移行期は表2に示すように、授業時間数の増加はないものの、学校の判断により、新しい学習指導要領の内容について、全部または一部を実施することが可能となります。平成23年度より授業時間数が増加することを踏まえ、計画的に進めることが求められます。

②中学校

中学校では、授業時数は、移行期は現行の学習指導要領に示されている時数で行うこととなります。学校の裁量で全部または一部を先行して実施

表2 移行措置

■小学校

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----------|---------------------------------------|------------|-------------------|------------|
| | 移行措置 (第1学年102時間、第2学年105時間) | | 完全実施 | |
| 平成18年度入学生 | 第4学年 90時間 | 第5学年 90時間 | 第6学年 90時間 | — |
| 平成19年度入学生 | 第3学年 90時間 | 第4学年 90時間 | 第5学年 90時間 | 第6学年 90時間 |
| 平成20年度入学生 | 第2学年 105時間 | 第3学年 90時間 | 第4学年 105時間 | 第5学年 90時間 |
| 平成21年度入学生 | 第1学年 102時間 | 第2学年 105時間 | 第3学年 105時間 | 第4学年 105時間 |
| 内容 | 学校の判断により、教育課程の全部または一部を新学習指導要領によることも可能 | | 新学習指導要領による教育課程の実施 | |

■中学校

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|-----------|---------------------------------------|-----------|-----------|--------------------|
| | 移行措置 (各学年90時間) | | | 完全実施 (各学年105時間) |
| 平成21年度入学生 | 第1学年 90時間 | 第2学年 90時間 | 第3学年 90時間 | — |
| 平成22年度入学生 | — | 第1学年 90時間 | 第2学年 90時間 | 第3学年 105時間 |
| 平成23年度入学生 | — | — | 第1学年 90時間 | 第2学年 105時間 |
| 平成24年度入学生 | — | — | — | 第1学年 105時間 |
| 内容 | 学校の判断により、教育課程の全部または一部を新学習指導要領によることも可能 | | | 新学習指導要領による教育課程の実施 |

することが可能となりますが、全部実施を検討する場合は、各学校の判断により、「選択教科を減じて、各教科に振り分けることも可能であること」を活用して105時間を確保して実施するなどの配慮が必要となります。

また、保健や体育理論などの教科書が作成段階である分野や領域については、学習効果があがるように、学習教材などの学習環境を十分に準備することが大切となります。

平成21年度については、新学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた年間指導計画および単元計画の検討や、第1学年および第2学年では、すべての領域が必修となることを踏まえ、施設・設備・用具の計画的な準備、補充、点検をすること、実技講習会などへの積極的参加を通して指導力向上に努めたり、外部指導者の活用を検討したりすることが求められます。

なお、平成22年度入学生は、第3学年から新学習指導要領に完全移行することから、入学年次より、指導内容を一部新学習指導要領に基づいて行うなどの対応が考えられます。

Q4 | 新学習指導要領を導入する際は、評価規準をどのように設定すればよいでしょうか？

新しい学習指導要領では、発達の段階に応じた指導内容の明確化を図っていますので、学習指導要領の趣旨を踏まえて、各学校で設定している評価規準の見直しが求められます。また、新学習指導要領解説では、学校現場における指導と評価の一体化の取り組みが、いっそう行いやすくなるよう配慮をして作成していますので、参考として下さい。

①評価規準を用いた目標に準拠した評価導入の経緯

評価規準については、平成12年12月の教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教科課程の実施状況の評価の在り方について」によって、その方向性が示されました。その後、児童生徒の学習状況を客観的に評価するための方策として、「評価規準の作成、評価方法の工夫改善のための参考資料（平成14年に小学校・中学校、平成16年に高等学校）」を公表しています。

また平成19年に改正された学校教育法の第30条第2項において、「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識および技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」と規定されています。

こうした経緯を踏まえて、新学習指導要領下においても、生徒のよさを多面的に評価する評価の在り方がますます重要となってくると考えられます。

②評価規準と新学習指導要領

新しい学習指導要領においては、大綱としての性格を踏まえつつ指導内容をいっそう明確に示しました。また、解説では、内容を(1)技能(体づくり運動は、運動)、(2)態度、(3)知識、思考・判断として示すとともに、(1)技能では、指導内容を実現するための例示をしています。解説における例示の扱いについては、各学校で評価規準を設定する際の参考となるよう示していますが、例示のすべてを指導しなければならないというものではありません。各学校で適宜選択して下さい。

学習評価を行う際は、各学校の生徒の状況等を踏まえ、学習場面における具体的評価規準を設定することが求められますが、設定に際しては、学習指導要領解説を参考に、児童生徒の多くが実現可能となる高さ「概ね満足と判断される状況(B)」を検討し、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「運動の技能」、「知識、理解(小学校は設定なし)」の4観点での観点別評価を行って下さい。

③観点別評価のこれから

評価の観点が、学習指導要領解説に合わせて「技能」、「態度」、「知識、思考・判断」となるのでは？ という質問を受けることがありますが、体育の内容と、全教科で決定される「評価の観点」は同一のものではありません。現在の4観点でしっかりと取り組んで下さい。

新しい学習指導要領の下における評価の在り方については、教育課程部会児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループにおいて、より一層簡素で効率的な学習評価が実施できるよう、現在、検討が進められています。

Q5 運動領域の取り上げ方については、2年ごとの弾力的な取り扱いが期待されていますが、具体的にどのようなアイデアがあるでしょうか？

新学習指導要領では、小・中学校の体づくり運動および中学校の体育理論については、各学年で指導することとなりますが、その他の領域については、すべての領域を経験させることを前提とした中で、小学校低学年から中学校第1学年および第2学年までの各2年間で弾力的に教育課程が運用できるよう改善が図られています。

①弾力化の原則

学年ごとに指導計画を作成し授業時数を設定することが前提となります。

その際、学校や地域の実情、生徒の実態を踏まえて、大きな単元で実施することが効果的か、2年間に分けて実施することが効果的かといった視点で検討することが求められます。

②授業時数の配当の仕方

学習指導要領に示した内容は、小学校の体育研究部や競技の専門性を有しない授業者でも指導可能な内容であること、系統性からの学習経験や地域差、領域の内容ごとのバランス、保健領域（分野）、体づくり運動、体育理論（中学校）を除いた領域に各学年で均等配分した場合などを多角的に考慮して作成しています。1年間でまとめて指導する場合は、2年間分の内容を1年間で終了することとなり、2年間に分けて指導する場合は、その途中段階まで進めることとなります。

時間配当については、示された内容をどの程度の時間で実現することが可能かを検討することが重要であると考えます。例えば、水泳など、地域によって実施期間が限定される領域については、2年間に分けて実施することで、内容の実現に必要な適切な時間を確保することができると考えます。

また、新たに弾力化が示された中学校第1学年および第2学年の内容の取り扱いを例に考えると、器械運動であればマット運動が必修となり、鉄棒運動、平均台運動、跳び箱運動の中から1種目以上を選択させることとなります。

この場合、2年間で指導するケースでは、1年目にマット運動を実施すれば、2年目にそれ以外

の1種目を実施することにより内容の取り扱いを満たすこととなります。1年間で実施するケースでは、マット運動を含む2種目以上を1年間で実施することとなります。

③中学校の領域の取り上げ方について

「多くの学習経験をもとに選択できるようにする」という視点には、「領域の内容においても可能な限り多くの運動種目等を体験させることで、第3学年で領域選択する場合に学習経験を踏まえた選択がより一層できるのではないか」といった考え方と、第3学年移行の選択制へのスムーズな移行という視点から考えると、「第3学年での領域選択に向けて、運動種目レベルでの生徒選択を取り入れることで自ら種目等を選ぶ経験を持たせることが大切なのではないか」といった双方の考え方が予測されます。

「多くの学習経験」とは領域レベルを想定したものであることから、あまり多くの運動種目を取り入れることで生徒の過重負担になることや身に付けるべき内容が十分定着しないといったことのないようにすることが求められます。

また、後者の場合は、指導の充実と安全性を確保することが求められます。具体的には、一人の教員で運動種目等を選択する場合、同一の施設内で実施可能な範囲での選択が妥当であると考えます。

例えば水泳であれば、指導を工夫することで、クロールと平泳ぎのいずれか以外は、生徒選択とすることが可能であると言えますが、球技であれば、グラウンドで実施する種目と体育館で実施する種目を一人の教員が指導することは、安全上の配慮や「指導と評価の一体化」の充実の視点からも難しいのではないかと考えます。

こうした考え方は、第3学年の選択の際にも同様と言えます。複数の教員がいる学校では、領域レベルは生徒選択として、運動種目等のレベルでは無理のない範囲で生徒選択を検討することが求められます。

（編集部注：このQ&Aは、雑誌「体育科教育」2009年1月号に掲載されたものを、抜粋・一部改変したものです）

実態から見えてくる 体育の教師像

松田恵示
(東京学芸大学)

1 保健体育教師の 集団特性・イメージ

中学校の保健体育科教師がおかれている現実や職業に対する意識は、いったいどのようなものだろうか。調査の結果を中心に、ここではいくつかの観点から考えてみよう。

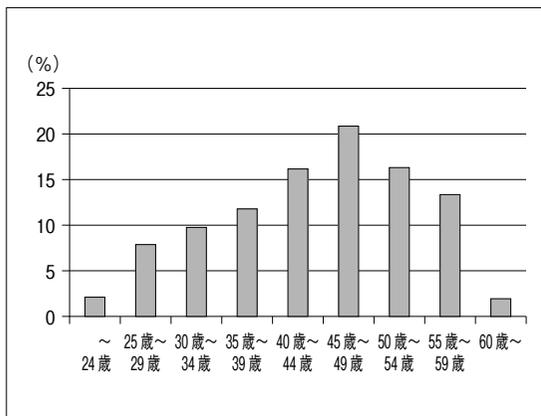
まず表1は、平成19年度文部科学省学校教員基本調査（以下、「文科省調査」と表記）から見た本務教員（中等教育学校・特別支援学校、幼稚園を除く）の人数である。中学校教員は約23万人が在職し、その内で保健体育科を担当する教員数は11.4%、約2万6千人となっている。また図1は、保健体育科教員の年齢構成を示したものである。保健体育科の教員は、45歳以上の教員でほぼ5割

を超えていることがわかる。

教師の高齢化傾向はよく指摘される場所であるが、近年の都市部の小学校がそうであるように、今後5年後から15年後にかけて、逆に中学校の保健体育科教師集団は、一気に若返る可能性が高い。教師文化をうまく伝達する仕組みやその準備が今から求められるところだろう。

ところで筆者らは、平成19年度の科学研究費補助金を受け、東京、三重、岡山の3つの都県のすべての中学校の保健体育教師に対して、職能意識に関わる実態調査を実施する機会を得た（以下、「職能調査」と表記）。実施した実態調査の概要は以下の通りである。質問紙は、学校ごとに郵送し、とりまとめたうえで学校ごとに返送してもらっている。

図1 保健体育科教員の年齢構成



◆職能調査内容

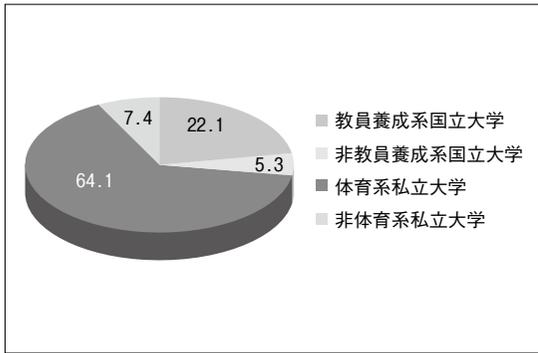
調査内容

- 対象：東京都・三重県・岡山県の全中学校保健体育教師
- 回答者数：東京都…744人
三重県…326人
岡山県…326人
- 性別：男性…950人 女性…442人
- 実施方法：質問紙郵送法
- 実施期間：2008年2～3月
- 回収率：61.4%

表1 小・中・高における保健体育科教員の割合（平成19年度）

| | 全教員数 | 保健体育科教員 | |
|------|----------|----------|-------|
| | | 数 | 割合 |
| 小学校 | 389,819人 | — | — |
| 中学校 | 231,528人 | 約26,000人 | 11.4% |
| 高等学校 | 234,278人 | 約24,000人 | 10.6% |

図2 出身大学割合



上の図2は、「職能調査」において明らかになった、保健体育教師の出身大学の割合である。体育系私立大学出身者が、全体の6割以上を占めていることがわかる。

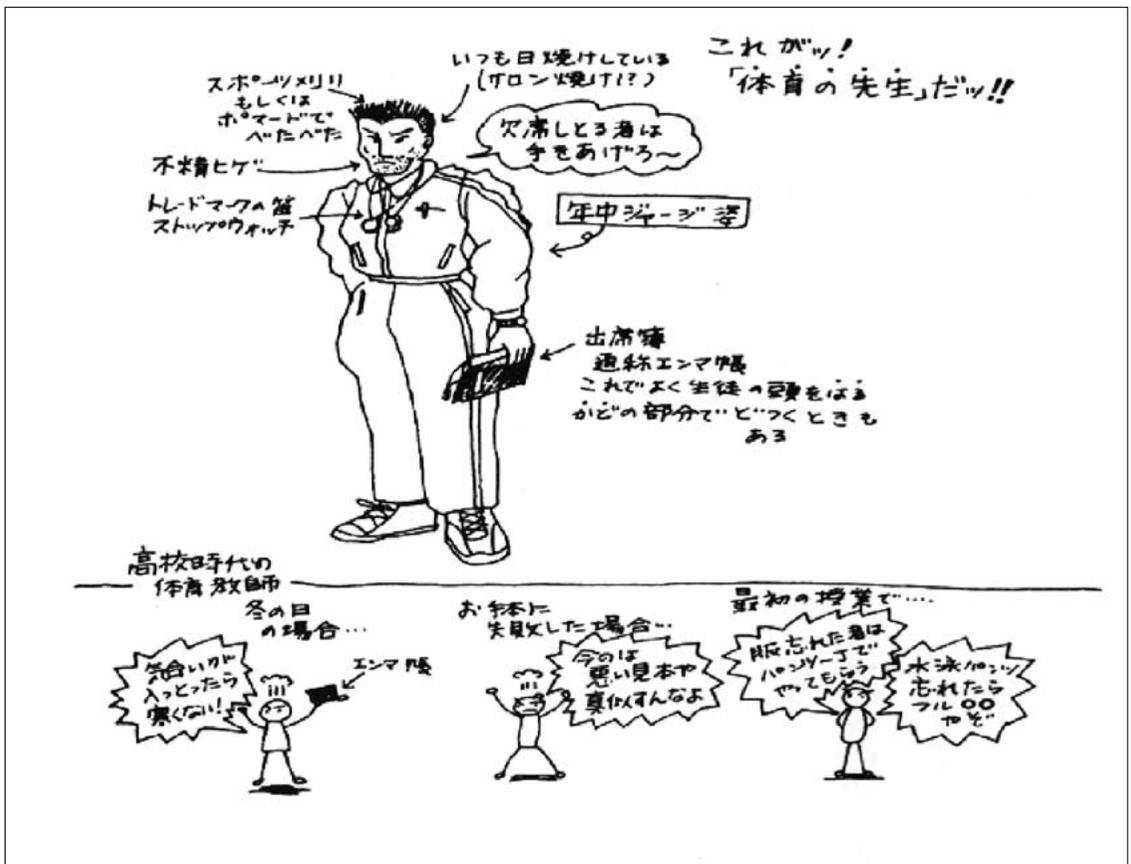
近年、私立大学出身者は益々増える傾向にあり、国立大学においても特色のある養成を行い役割は補い合っているものの、保健体育教師の養成においては、私立大学の持つ影響力が大きいことを改

めて考えさせる結果である。教師養成の問題は、政権交代後よく話題となる養成期間6年制の導入や、大学の養成カリキュラムにおける実践的な力量形成の必要性など、主に国立の教育学部改革が主眼にイメージされる議論も多いように見受けられる。だが、実際にはそれは的を射ていない。特に、中学校や高等学校の教師養成は、保健体育に限らず私立大学に負うところが多く、こうした実態をふまえた検討が望まれるところである。

また、おおよそ7対3の割合で、男性教師が女性教師よりも多い。生徒の性別割合はほぼ半分ずつであるから、これもよく言われるように保健体育は「男性中心」の職場でもある。このように「45歳超の男性教員」が、保健体育教師のボリュームゾーンであることは、一般的な「保健体育教師」のイメージ形成にも繋がっているようである。

図3は「体育教師を絵に描いて下さい」という調査によって得たデータのひとつであるが、保健体育教師の一般的なイメージをなんとユーモア

図3 保健体育教師の一般的なイメージ



スに捉えている。もちろん、このような保健体育教師に持たれているイメージは、単に先生を揶揄するというだけではなく、親しみの感情も多く込められている。

学校において、生徒指導や生徒管理の最前線に立つ存在として、いわばもっとも「学校的な先生」である反面、時に「頭で考えること」を「理屈だ」と無視し脱線することもいとわなないキャラクターは、近さや親密さを感じさせやすい。保健体育教師の集団特性やイメージ等について、調査のデータから改めて見直してみたところである。

2 体育教師のキャリアパターン

①教科別に見る校務分掌

下の表2は、別な調査から見た担当教科別の学校内校務分掌の割合である。経験的には実感されていることであるが、担当教科別に校務分掌にはずいぶん特徴的な傾向があり、とりわけ保健体育教師は、生徒指導を担当することが多く学年主任の割合も比較的高い。一方で、進路指導や教務などの担当をすることは比較的少ないことがわかる。また、次の図4～6までのグラフは、「職能調査」から保健体育教師の教職歴ごとの校務分掌の割合

について比較してみたものである。学級担任や生徒指導は、5年未満の初任期を除けばほぼ割合は変わらないのに対して、学年主任や進路指導などは教職歴が長くなるにつれ割合が増えていることがわかる。

図4 教職歴別生徒指導経験

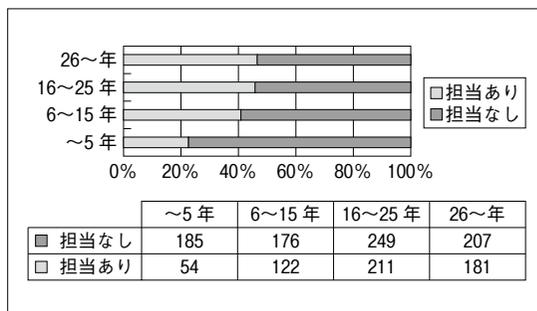


図5 教職歴別学級担任経験

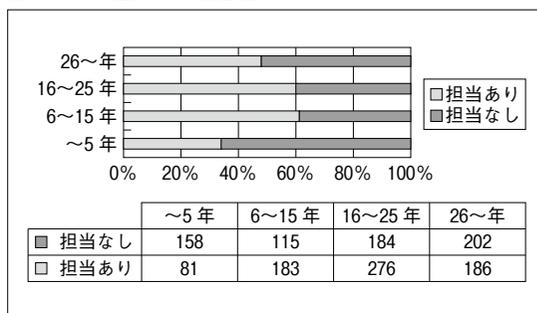
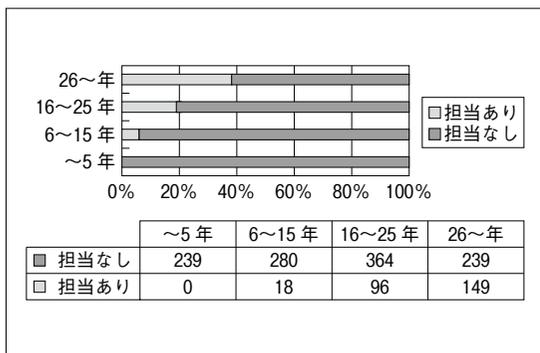


表2 教科と校務分掌の関係

| 教科/校務分掌 | 教務 | 進路指導 | 生活指導 /保健 | 学年主任 | なし |
|---------|------|------|-------------|------|------|
| 英語 | 20.3 | 45.5 | 12.3 | 17.6 | 4.3 |
| 国語 | 23.3 | 39.4 | 18.8 | 10.7 | 6.3 |
| 数学 | 14.4 | 48.1 | 12.3 | 16.0 | 6.3 |
| 社会 | 23.1 | 38.0 | 15.5 | 14.8 | 5.2 |
| 理科 | 16.1 | 47.4 | 10.8 | 15.3 | 2.4 |
| 技術・家庭 | 17.7 | 22.6 | 22.6 | 9.7 | 12.3 |
| 保健体育 | 7.8 | 9.8 | 38.9 | 15.7 | 7.8 |
| 全体 | 20.6 | 41.8 | 15.9 | 13.7 | 5.4 |

図6 教職歴別学年主任経験



つまり保健体育教師は、若い頃から生徒指導や学級担任という仕事を学校の中では中心的に引き受けており、他方ではベテランになるにつれ、学年主任等の管理的業務を担うようになっていくということであろう。

②校長職へ至る道

また、保健体育教師は、その後も副校長、校長といった管理職へキャリアアップしていく場合が多い。次の図7のグラフは、ある政令指定都市における、保健体育教師が占める中学校校長職の割合を示したものである。33%が保健体育出身の校長となっているが、図9のグラフを見てもわかるように、保健体育教師が占める教員全体に対する割合は12%程度しかないから、いかに保健体育出身者が校長職に多く就いているかがわかることであろう。

図9 中学教員における保健体育出身者

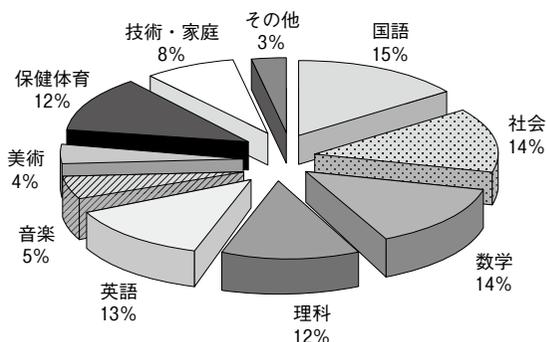


図8は、同じ政令指定都市における、体育を研究教科として主に活動していた小学校長の割合を示すグラフであるが、やはり小学校においても、体育に携わることが管理職に繋がりやすい傾向を読み取らせるものであろう。

また、仮にこの政令指定都市における割合を援用したとすると、全国にある中学校の総数が約11,000校程度なので、このうち保健体育出身の校長は、約4,000人いることになる。これは、45歳以上の保健体育教師の総数約13,000人からすると、ほぼ3割にあたる数字となり、保健体育教師は3人に1人が校長職に就いている計算になる。生徒指導、学級担任、部活指導、学年主任、そして管理職へ、というのが保健体育教師のひとつの典型的なキャリアパターンだということであろう。

●中学校体育教員の割合

| | 数 | 割合 |
|-------------|----------|------|
| 45歳以上 | 13,000人 | 約50% |
| 中学校 | 約11,000校 | |
| 体育出身校長（予測値） | 約4,000人 | 33% |

校長就任率33%= 3人に1人は校長（3校に1人は、体育出身校長）

図7 中学校長における保健体育出身者

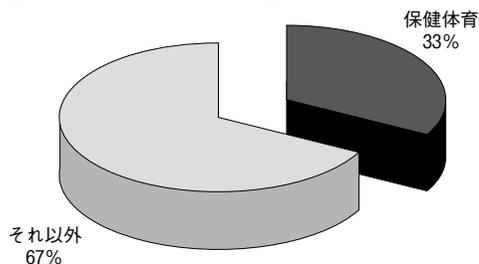
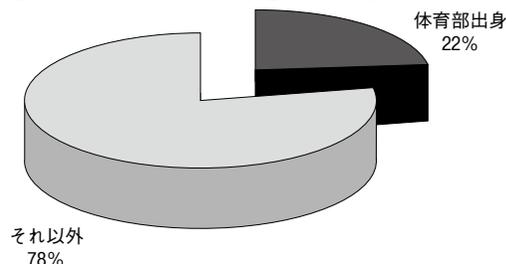


図8 小学校長における保健体育出身者



3 これからの保健体育教師に必要な実践的力

①教師自身が必要と考える因子構造

右の表3は、「職能調査」によって分析された、保健体育教師が職務を遂行するにあたって自分に必要だと思っていることが持つ因子構造を現すものである。これは、設定された33項目の必要だと思う力について因子分析を行うことによって、その背後にある構造を捉えようとする分析方法である。

この結果、保健体育教師が必要だと思っている力は、大きく5つに類型化できることがわかった。その内容を整理して示したものが、下の図10である。縦軸は、必要とする力が「思考」か「行動」かという区別、横軸は必要とする力が授業の「内容」にかかわるものなのか、授業の「環境」にかかわるものなのかという区別である。この区別に応じて「授業構想力」「人間関係力」「運動指導力」「情報活用力」「生徒管理力」の5つの力が、保健体育教師には必要であると考えられている。

表3 保健体育教師が考える職務遂行必要因子

| | 因子 | | | | | |
|-------------------|------|------|------|------|------|-------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 24授業方法の開発・保健・体育理論 | .732 | .241 | .147 | .172 | .136 | .037 |
| 23授業方法の開発・実技 | .682 | .236 | .148 | .157 | .187 | .008 |
| 22望ましいカリキュラム | .625 | .257 | .149 | .189 | .219 | .158 |
| 30保健教材の知識 | .524 | .233 | .182 | .339 | .194 | -.054 |
| 14資料の用意 | .486 | .177 | .306 | .328 | .223 | .346 |
| 32学習指導要領の知識 | .479 | .204 | .108 | .334 | .120 | -.059 |
| 21学習の評価 | .464 | .336 | .195 | .147 | .292 | .148 |
| 28授業の進め方知識 | .463 | .322 | .263 | .248 | .278 | -.093 |
| 12器具・用具の工夫 | .375 | .177 | .288 | .301 | .244 | .241 |
| 31保護者・地域との協力 | .298 | .595 | .095 | .272 | .111 | -.090 |
| 25学級経営 | .224 | .559 | .291 | .110 | .165 | -.022 |
| 20学内人間関係 | .16 | .536 | .251 | .173 | .147 | .006 |
| 11生徒理解 | .221 | .520 | .260 | .153 | .282 | .311 |
| 10よい人間関係を作らせる | .190 | .506 | .397 | .081 | .225 | .105 |
| 29豊かな人間性 | .227 | .483 | .191 | .156 | .236 | -.010 |
| 19人権教育 | .264 | .436 | .069 | .352 | .087 | -.004 |
| 33学校を取り巻く社会状況 | .424 | .430 | .117 | .304 | .114 | -.040 |
| 15進路指導 | .277 | .427 | .274 | .291 | .168 | .105 |
| 26運動部活動指導 | .199 | .344 | .222 | .228 | .171 | -.258 |
| 9集団行動をとらせる | .206 | .206 | .706 | .045 | .210 | -.046 |
| 8活動のコントロール | .160 | .221 | .698 | .070 | .251 | -.010 |
| 7話を聞かせる | .147 | .377 | .572 | .044 | .292 | .050 |
| 13生徒指導 | .173 | .478 | .524 | .127 | .211 | .128 |
| 18外国人コミュニケーション | .098 | .177 | .011 | .631 | .087 | -.018 |
| 17外部指導者の活用 | .168 | .142 | .018 | .572 | .031 | .064 |
| 16ITの活用 | .201 | .060 | .081 | .557 | .111 | .052 |
| 27総合的学習開発・実践 | .353 | .242 | .058 | .428 | .031 | -.173 |
| 2コツの伝授 | .120 | .195 | .237 | .049 | .653 | -0.35 |
| 5練習方法の知識 | .120 | .189 | .195 | .057 | .591 | .110 |
| 3楽しさを伝える | .138 | .341 | .121 | .001 | .477 | .099 |
| 4ルール歴史伝達 | .292 | .091 | .190 | .266 | .452 | -.025 |
| 6化学的な知識 | .334 | .112 | .149 | .288 | .345 | .049 |
| 1運動の示範 | .091 | .044 | .156 | .243 | .332 | -.152 |

図10 保健体育教師にとって必要な力の構造

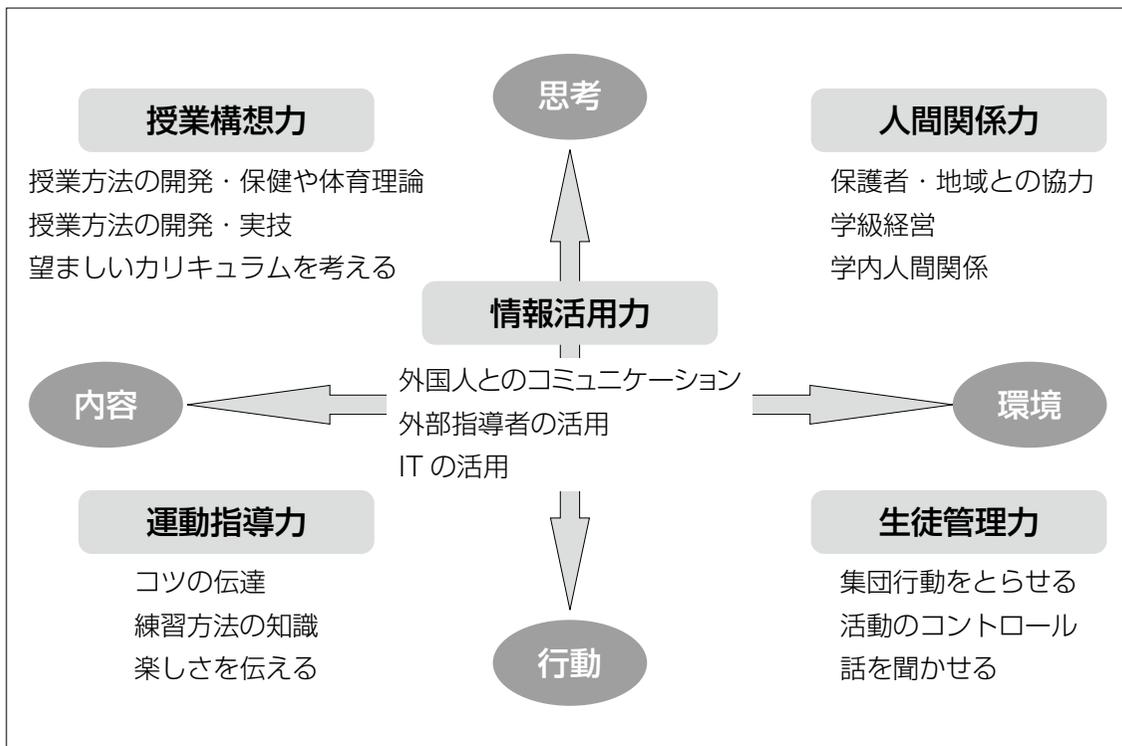
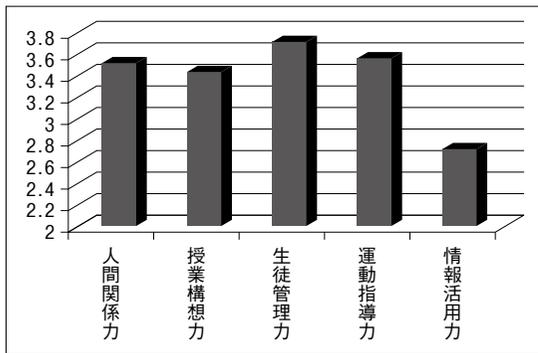


図11 必要だと思う力の比較



では、この5つの力はどの順番で必要だと考えられているのかを示したものが、図11のグラフである。グラフを見れば明らかなように「情報活用力」<「授業構想力」<「人間関係力」<「運動指導力」<「生徒管理力」の順に高くなっている。学校生活全般における生徒指導の問題にも繋がりがやすい「生徒管理力」がもっとも高く、また「授業構想力」が下から2番目に低いことなどからすると、この結果は、授業の指導よりも、その他の場面における生徒指導の方に、保健体育教師は役割を果たすことを期待されているということが言

えるのかもしれない。一方ではこのような期待に応えつつ、他方では、やはり本来の授業における指導に力点を置かなければならない、現場でのジレンマの存在が予想される場所である。

②教職歴段階別に考える必要な力

下の表4は、保健体育教師が職務を遂行するにあたって自分に必要だと思っている33項目のうち、学生期、初任期、中堅期、ベテラン期のそれぞれにおいて特に必要だと思うものを挙げてもらったものを集計し、上位3つと下位3つに限って示したものである。各時期において必要だと思われる力がそれぞれ違うことから、ここでの結果は、ある程度保健体育教師のライフステージにおいて、モデルとして意識されている職歴段階ごとの理想像を現すものでもあろう。

そこで、全体的な傾向をさらに明らかにするために、先ほどの「授業構想力」「人間関係力」「運動指導力」「情報活用力」「生徒管理力」の5つの力に、それぞれの33項目の必要だと思われる力を振り分け、出現率を計算して示したものが、図12のグラフである。

表4 職歴別必要な力3項目

—学生として—

<上位3項目>

- 運動の楽しさを伝えることができる
- 自分自身が運動を師範できる
- 自分自身、豊かな人間性をもつ

<下位3項目>

- 総合的な学習の開発・実践
- 適切な進路指導ができる
- 外部指導者の活用ができる

—初任者として—

<上位3項目>

- 生徒に話を聞かせることができる
- 生徒に集団行動を取らせることができる
- 運動の楽しさを伝えることができる

<下位3項目>

- 外国人とのコミュニケーションができる
- 総合的な学習の開発・実践
- 外部指導者の活用ができる

—中堅として—

<上位3項目>

- 適切な生徒指導ができる
- 生徒により人間関係をつくらせることができる
- 学級経営がうまくできる

<下位3項目>

- 外国人とのコミュニケーションができる
- 保健教材に関する知識を学ぶ
- 総合的な学習の開発・実践

—ベテランとして—

<上位3項目>

- 保護者や地域の人と協力できる
- 自分自身、豊かな人間性をもつ
- 学校を取り巻く社会状況の把握

<下位3項目>

- 外国人とのコミュニケーションができる
- 保健教材に関する知識を学ぶ
- ルールや歴史を知っている

図12 5つの力ごとの項目出現率

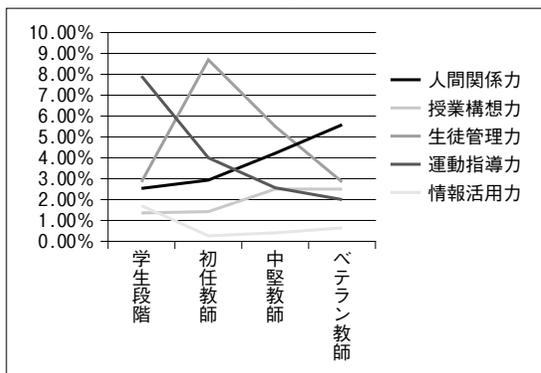


図15 40代教員が捉えるキャリア段階別職能意識

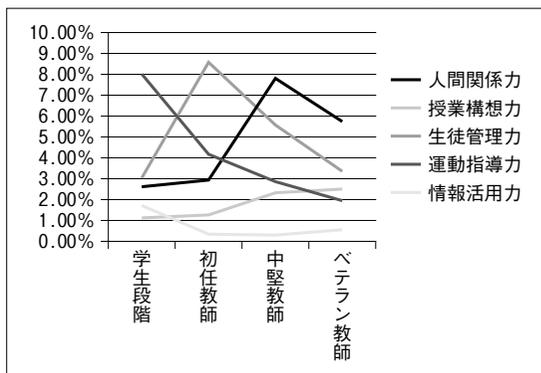


図13 20代教員が捉えるキャリア段階別職能意識

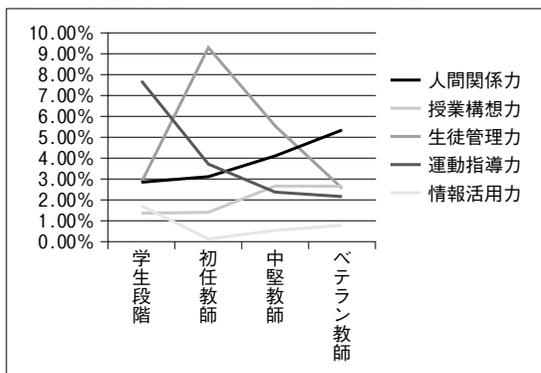


図16 50代教員が捉えるキャリア段階別職能意識

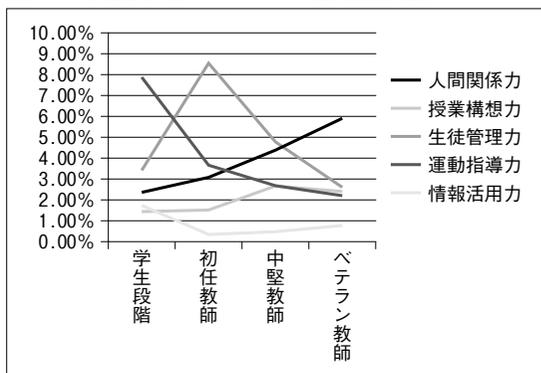
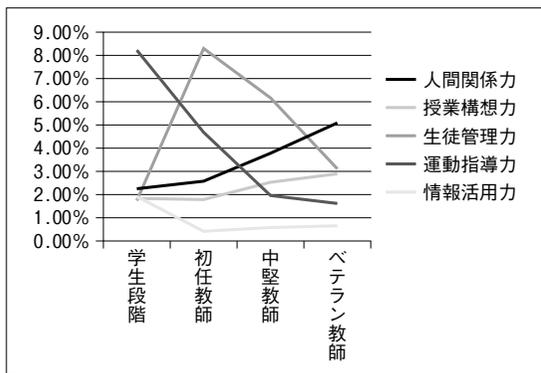


図14 30代教員が捉えるキャリア段階別職能意識



この結果、学生では「運動指導力」の出現率が
高く、初任者には「生徒管理力」に関する職能の
出現率が高いことが示された。また、中堅におい
ては「生徒管理力」と「人間関係力」の出現率
が高く、ベテランになれば「人間関係力」の出現
率が増加する傾向があることが示された。これら
の「必要だと思う力」は、教職歴段階別にある種
の「成長モデル」としての役割意識を構成して
おり、キャリアに応じたこのような職能を身に付
ける必要があると認識しているということだろう。

した役割意識に応じていくことは、教員集団内
での人間関係の構築や職務上の連携において必
要性の高い問題であるとも考えられる。

また、図13から図16は年齢別役割意識の
グラフである。これを見てみると、特に40代
の教員だけが他の年代の教員とは異なる意識
を持っていることが面白い。自らが中堅教員
にあたる40代の教員は、特に「人間関係力」
について中堅期に身に付けなければならない
と捉える点で、他の年代の教員や教員全般
の傾向とは顕著に異なっている。つまり、
教員集団において40代教員が置かれる立
場の中で「人間関係力」を問われる場面が
実際に多く、教員自身も身に付けなければ
ならないと感じているということであろう。
このように、保健体育教師として求めら
れていたり、あるいは求めていたりする
力が教職歴段階によって異なっているこ
とを考えると、教師としてはやはり「常に
学び続ける」という姿勢が大切になるとい
うことなのである。

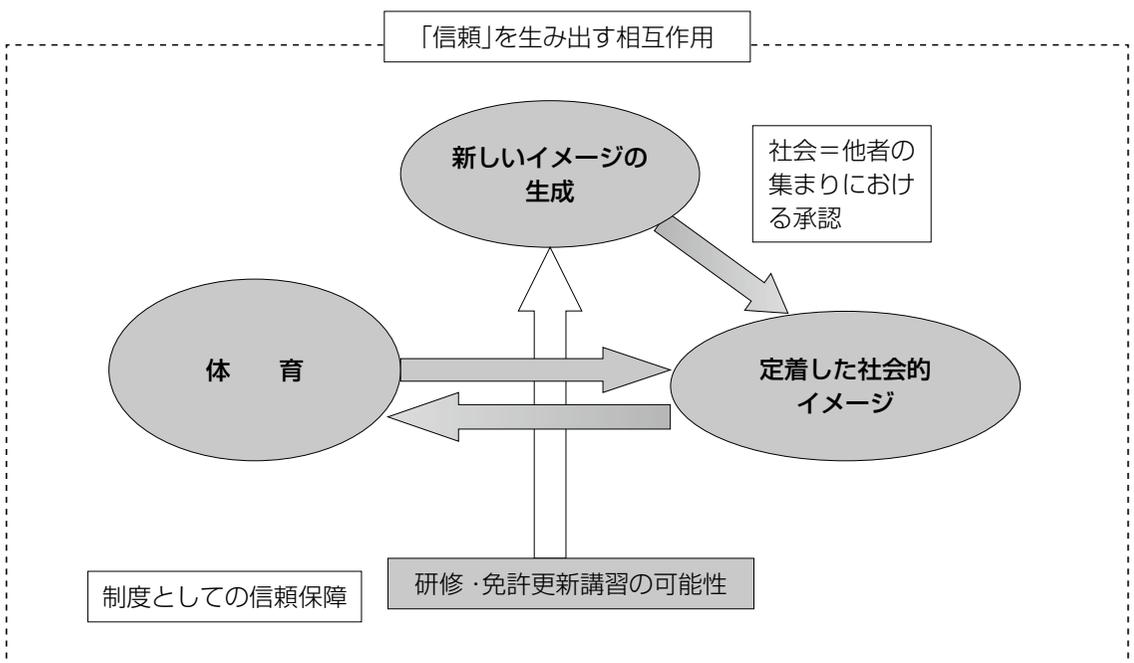
4 | 研修を活かしていくために 一まとめにかえて

2007年6月に改正された教育職員免許法では、免許状に対して10年間の有効期間が設けられることになった。またその更新には、免許状更新講習の課程修了が原則的に義務づけられた。いわゆる教員免許更新制の導入である。教員政策の抜本的な改革に踏み込んだこの制度では「その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ること」が目指されている。

ところが本年の8月の総選挙で民主党に政権が交代し、この免許更新制度は見直される方向で検討されているということが再々にわたってメディアで報道されている。しかし、こうした教員政策の変化の背景には周知のように教員に対する社会的な信頼の揺らぎがある。例えば、第三期の中央教育審議会の答申では「教員の中には、子どもに関する理解が不足していたり、教職に対する情熱や使命感が低下している者が少なからずいることが指摘されている。また、いわゆる指導力不足教員は年々増加傾向にあり、一部の教員による不祥事も依然として後を絶たない状況にある。こうし

た問題は、たとえ一部の教員の問題であっても、保護者や国民の厳しい批判の対象となり、教員全体に対する社会の信頼を揺るがす要因となっている」と指摘している。また、「社会の大きな変動に対応し、国民の学校教育に対する期待に応えるためには、教員に対する揺るぎない信頼を確立し、国際的にも教員の資質能力がより一層高いものとなるようにすることが極めて重要である。変化の激しい時代だからこそ、教員に求められる資質能力を確実に身に付けることの重要性が高まっている。また、教員には、不断に最新の専門的知識や指導技術等を身に付けていくことが重要となっており、“学びの精神”がこれまで以上に強く求められている」とも述べている。

保健体育教師は、学校を支える重要な位置を占めるとともに、特有の役割や弱点を持ち、またライフステージに応じた役割意識などが存在していることをここまで見てきた。全体的な教師への信頼を確立することに対して大きな鍵を握る存在であるといっても過言ではない面もある。社会との相互作用の中で体育イメージの再構築のためにも、免許更新制という形で問題提起された「研修」に対する重要性を受け止めて、個人の状況に応じ実質化していくことが望まれていると言えるのではないか。考えてみたいことである。



大修館書店の ご案内

大修館書店と聞いて「本屋さん？」と思われる先生もいらっしゃると思います。また、『ジーニアス英和辞典』『大漢和辞典』などの辞典から「言語系専門の出版社」と思っておられる先生も多いのではないのでしょうか。

弊社は、体育・スポーツ・保健分野でも多くの書籍を刊行しています。名前をご存じなくても、「大学でテキストに使っていた」「部活動指導の参考にしている」といったように、弊社書籍を手にとっていただいているかもしれません。

大修館書店の創業は大正7年（1918）。おかげさまで昨年90周年を迎えました。学生向け参考書などからスタートし、戦後は各種教科書や漢和・英和・仏和・独和といった辞典を中心に刊行してきました。同時に、保健体育の教科書を発行していることから、体育・スポーツ分野の実技書や保健分野の専門書を手がけるようになり、現在に至っています。教科書採択では全国トップシェアを維持し、現場の先生方からは高い評価をいただいております。

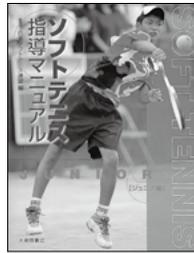
辞典



高等学校用検定教科書【保健体育／家庭科／英語／国語】



体育・スポーツ



保健・健康・安全



教育一般／雑誌



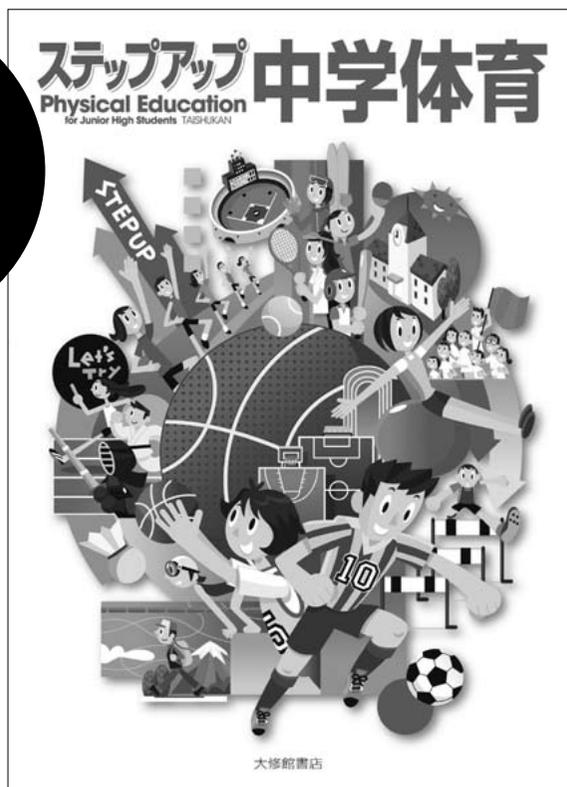
競技スポーツ・ダンスの実技書はもちろん、スポーツ科学の専門書や各種トレーニング理論書も刊行しております。もちろん学校体育、保健の授

業に役立つ書籍もございます。詳しい内容は弊社公式サイトをご覧ください。

[出版情報] <http://www.taishukan.co.jp>

平成22年度から 中学校体育の新しい副読本を発行します

移行期の
授業に
すぐ
使えます



内容特色

- ①大きく変わった新学習指導要領で内容構成
- ②体育学習を充実させる様々な工夫と配慮
- ③見て、読んで、楽しく学べる紙面構成
- ④部活動に、生涯スポーツに役立つ豊富な情報

■3ステップで学ぶ新しい体育学習

新しい副読本は、学習内容の体系化と学ぶべき内容の明確化を図りました。1～2年時はステップ1＝導入的な内容、ステップ2＝基本となる内容が学べるようにしています。3年時は選択学習や部活動を考慮して、ステップ3＝発展的な内容となっています。

■描き下ろしイラストと質の高い写真

戦術や技術のポイントをわかりやすいイラストで見せ、動きの手本となる写真は質の高いものを使用し、学習意欲を高める紙面構成にしています。

<お問い合わせ先>

大修館書店 03-3934-5110

中学保健体育科ニュース2009年 No.2(通算2号)

2009年12月1日発行

●編集 大修館書店編集部

●発行所 株式会社 大修館書店

〒101-8466 東京都千代田区神田錦町3-24

TEL 03-3294-2358 (編集部) / FAX 03-3295-4774

[出版情報] <http://www.taishukan.co.jp>